

天理市告示第 77 号

令和 8 年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月天理市条例第 8 号）第 15 条第 3 項、第 15 条の 6 の 5 第 3 項、第 15 条の 11 第 3 項及び第 15 条の 16 第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

1 基礎賦課額の保険料率

（１）所得割額

基礎控除後の総所得金額等の 1 0 0 分の 7 . 6 4

（２）被保険者均等割額

被保険者 1 人について、2 7 , 6 0 0 円

（３）世帯別平等割額

1 世帯について、2 0 , 0 0 0 円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

（１）所得割額

基礎控除後の総所得金額等の 1 0 0 分の 3 . 2 7

（２）被保険者均等割額

被保険者1人について、11,500円

(3) 世帯別平等割額

1世帯について、8,400円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の3.03

(2) 被保険者均等割額

被保険者1人について、16,900円

4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の0.31

(2) 被保険者均等割額

被保険者1人について、1,700円

(3) 18歳以上被保険者均等割額

被保険者1人について、200円